

雇児発0330第4号

平成23年3月30日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「里親支援機関事業の実施について」の一部改正について（通知）

標記については、平成20年4月1日付雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親支援機関事業の実施について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、この通知の施行に伴い、平成14年9月5日付雇児発第0905005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親支援事業の実施について」及び平成18年4月3日付雇児発第0403001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託推進事業の実施について」は、平成23年3月31日限りで廃止する。

(別紙) 「里親支援機関事業の実施について」の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発 第0401011号 平成20年4月1日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成21年3月31日 雇児発第03310015号 【一部改正】平成23年3月30日 雇児発0330第4号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">里親支援機関事業の実施について</p> <p>社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。</p> <p>このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p style="text-align: center;">里親支援機関事業実施要綱</p> <p>第1 目的 保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託を推進することが重要であるが、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にある。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 第0401011号 平成20年4月1日</p> <p style="text-align: right;">【一部改正】平成21年3月31日 雇児発第03310015号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">里親支援機関事業の実施について</p> <p>社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。</p> <p>このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p style="text-align: center;">里親支援機関事業実施要綱</p> <p>第1 目的 保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進することが重要であるが、里親制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親に対する支援が不十分であることなどにより、里親への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、まず児童相談所、里親及び乳児院等の児童福祉施設</p>

こうした状況を踏まえ、まず児童相談所、里親等及び乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）が相互理解を深め、共通の認識を持ち、里親等への委託等を推進するとともに、社会の制度理解を深めるなど里親等の制度の普及啓発を積極的に行い、里親等の資質の向上を図るための研修、里親等に対する相談・援助など、里親等への支援を総合的に実施することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができることとされている。また、法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されている。

第3 事業内容

1 里親制度普及促進事業

- (1) (略)
- (2) 事業内容
- ① 普及啓発

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親」という。）を開拓する。

- ②及び③ (略)

- (3) 留意事項

- ①及び② (略)

③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、平成21年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業の運営について」において、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するよう努めることとされているため、これらの者が受講できるよう配慮すること。

2 里親委託推進・支援等事業

- (1) 趣旨

里親等への委託を推進するために、子どもに最も適合する里親等の選定のための調整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育を確保するための里親等や関係機関との連絡・調整や、里親等の負担を軽減するための里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など里親等（同居人、補助者等

（以下「施設」という。）が相互理解を深め、共通の認識を持ち、里親への委託等を推進するとともに、社会の制度理解を深めるなど里親制度の普及啓発を積極的に行い、里親の資質の向上を図るための研修、里親に対する相談・援助など、里親支援を総合的に実施することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。

第3 事業内容

1 里親制度普及促進事業

- (1) (略)
- (2) 事業内容
- ① 普及啓発

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組前提里親」という。）を開拓する。

- ②及び③ (略)

- (3) 留意事項

- ①及び② (略)

2 里親委託推進・支援等事業

- (1) 趣旨

里親委託を推進するために、子どもに最も適合する養育里親や養子縁組前提里親の選定のための調整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育を確保するための里親や関係機関との連絡・調整や、里親の負担を軽減するための里親相互の相談援助や生活援助、交流の促進など里親（家族を含

を含む。)に対する子どもの養育に関する支援を総合的に推進する。

(2) 事業の実施体制
(略)

① 里親委託等推進員の配置

ア (略)

イ 里親委託等推進員は、里親等の制度及び養子縁組制度に対する理解があり、子どもの立場にたつて事業を推進することができる者を選定すること。

② 里親委託等推進委員会の設置

ア～ウ (略)

エ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(3) 事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

① 里親委託支援等

児童相談所が里親等に委託することがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、子どもに最も適合する里親等との調整等を行い、里親等への委託を総合的に推進する。

また、養子縁組をする場合には、養子縁組里親との連絡・調整等の支援を実施する。

② 里親等への訪問支援

現に子どもを委託されている里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者(以下「援助者」という。)を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。

さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親と受入れ里親や施設との調整を行う。

③ 里親等による相互交流

里親等や里親等となることを希望する者、養子縁組希望者等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

(4) 事業の実施方法

① 里親委託支援等

ア (略)

イ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、施設や子どもに対する理解を深めるための養育体験を実施すること。

② 里親等への訪問支援

ア 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子どもの養育状況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ～エ (略)

む。)に対する子どもの養育に関する支援を総合的に推進する。

(2) 事業の実施体制
(略)

① 里親委託等推進員の配置

ア (略)

イ 里親委託等推進員は、里親制度及び養子縁組制度に対する理解があり、子どもの立場にたつて事業を推進することができる者を選定すること。

② 里親委託等推進委員会の設置

ア～ウ (略)

エ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(3) 事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

① 里親委託支援等

児童相談所が養育里親に委託することがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、子どもに最も適合する養育里親との調整等を行い、養育里親への委託を総合的に推進する。

また、養子縁組をする場合には、養子縁組前提里親との連絡・調整等の支援を実施する。

② 里親家庭への訪問支援

現に子どもを委託されている里親やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親家庭に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親への指導等を行う。

また、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験を有する者の中から、里親家庭に訪問による援助を実施する者(以下「援助者」という。)を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行う。

さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親と受入れ里親や施設との調整を行う。

③ 里親による相互交流

里親や里親を希望する者、養子希望者等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

(4) 事業の実施方法

① 里親委託支援等

ア (略)

イ 養育里親や養子縁組前提里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、施設や子どもに対する理解を深めるための養育体験を実施すること。

② 里親家庭への訪問支援

ア 里親家庭に定期的に訪問することにより、委託された子どもの養育状況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ～エ (略)

オ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子どもを里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。

カ (略)

③ 里親等による相互交流

ア (略)

イ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の担当児童福祉司と連携を取りながら支援にあたるものとする。

④ その他

ア 上記に掲げる事業内容を円滑に実施するため、地区里親会と連携を図り、里親等の実態把握や里親等相互の交流の推進等に努めること。

イ及びウ (略)

第4及び第5 (略)

(削除)

オ 里親家庭への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子どもを里親が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。

カ (略)

③ 里親による相互交流

ア (略)

イ 相互交流の実施にあたっては、里親が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の担当児童福祉司と連携を取りながら支援にあたるものとする。

④ その他

ア 上記に掲げる事業内容を円滑に実施するため、地区里親会と連携を図り、養育里親等の実態把握や里親同士の交流の推進等に努めること。

イ及びウ (略)

第4及び第5 (略)

第6 経過措置

従来の、里親支援事業（平成14年9月5日雇児発第0905005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親支援事業の実施について」）及び里親委託推進事業（平成18年4月3日雇児発第0403001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親委託推進事業の実施について」）については、平成22年度までは実施して差し支えないものとする。

雇児発第0401011号
平成20年4月1日

【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331015号
【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第4号

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

里親支援機関事業の実施について

社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親委託を推進するためには、里親制度に対する国民の理解を深めるとともに、里親を育成し、支える体制の整備を図ることが重要となっている。

このため、里親制度の普及促進や、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施するため、別紙のとおり「里親支援機関事業実施要綱」を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

里親支援機関事業実施要綱

第1 目的

保護を要する子どもに対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親又はファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託を推進することが重要であるが、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にある。

こうした状況を踏まえ、まず児童相談所、里親等及び乳児院等の児童福祉施設（以下「施設」という。）が相互理解を深め、共通の認識を持ち、里親等への委託等を推進するとともに、社会の制度理解を深めるなど里親等の制度の普及啓発を積極的に行い、里親等の資質の向上を図るための研修、里親等に対する相談・援助など、里親等への支援を総合的に実施することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は、第3に掲げる事業内容の全部又は一部について、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPO等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。

なお、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）の施行により、都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第1項第2号へに「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、同条第4項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の38で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認められた者に委託することができることとされている。また、法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定されている。

第3 事業内容

1 里親制度普及促進事業

(1) 趣旨

里親制度の普及や里親委託を推進するためには、社会の制度理解を深め広く一般家庭から里親を求めるとともに、保護を要する子どもが家庭的環境の中で安心、安全に生活できるよう支援していくことが重要である。

このため、一般家庭に対し里親経験者による講演や説明を行い子どもの福祉への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより、養育技術の向上を図るものである。

(2) 事業内容

① 普及啓発

里親経験者による講演会や里親制度の説明会等を積極的に実施するなど里親制

度の広報活動を行い、新たな養育里親を開拓するとともに、併せて養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組によって養親となることを希望する者（以下「養子縁組里親」という。）を開拓する。

② 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「養育里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

③ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等は平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「専門里親研修制度の運営について」により定められたものとする。

(3) 留意事項

① 講演会・説明会等各種研修の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

② 専門里親研修の通信教育及びスクーリングは、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託することができること。

③ ファミリーホームの養育者及び補助者は、平成21年3月31日雇児発第0331011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模住居型児童養育事業の運営について」において、里親に準じ、可能な限り養育里親研修又は専門里親研修を受講するよう努めることとされているため、これらの者が受講できるよう配慮すること。

2 里親委託推進・支援等事業

(1) 趣旨

里親等への委託を推進するために、子どもに最も適合する里親等の選定のための調整等を行うとともに、委託された子どもの適切な養育を確保するための里親等や関係機関との連絡・調整や、里親等の負担を軽減するための里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進など里親等（同居人、補助者等を含む。）に対する子どもの養育に関する支援を総合的に推進する。

(2) 事業の実施体制

この事業の実施にあたっては、里親委託等推進員を配置するとともに、関係機関と連携し里親委託等を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を設置することとする。

① 里親委託等推進員の配置

ア 事業の実施にあたっては、事業の企画、支援の実施、里親等と施設との円滑な調整、関係機関との連絡調整等を行う里親委託等推進員を配置すること。

イ 里親委託等推進員は、里親等の制度及び養子縁組制度に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することができる者を選定すること。

② 里親委託等推進委員会の設置

ア 里親委託等推進委員会は、里親委託等推進員、児童相談所の里親担当職員、

里親及び施設の職員により構成し、必要に応じ学識経験者等に対し本委員会への参加を依頼すること。

イ 里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親委託等に関する目標を設定すること。

ウ 里親委託等推進委員会は、事業の実施にあたり必要な助言・指導をすること。

エ 里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

(3) 事業内容

この事業は、次のことを行うものとする。

① 里親委託支援等

児童相談所が里親等に委託することがその子どもにとって最善の利益であると認めたものについて、子どもに最も適合する里親等との調整等を行い、里親等への委託を総合的に推進する。

また、養子縁組をする場合には、養子縁組里親との連絡・調整等の支援を実施する。

② 里親等への訪問支援

現に子どもを委託されている里親等やレスパイト・ケアなど短期間養育している里親からの相談に応じるとともに、里親等に定期的に訪問し子どもの状態の把握や里親等への指導等を行う。

なお、里親の負担を軽減するため、里親又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を選定、研修の上登録し、里親からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動を行うことができる。

さらに、里親に対するレスパイト・ケアについて、里親と受入れ里親や施設の間の調整を行う。

③ 里親等による相互交流

里親等や里親等となることを希望する者、養子縁組希望者等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上等を図る。

(4) 事業の実施方法

① 里親委託支援等

ア 円滑な里親委託等を推進するため、子どもとの交流や短期間の宿泊体験を行うなど、児童相談所、施設と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親委託等となるよう努めること。

イ 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、施設や子どもに対する理解を深めるための養育体験を実施すること。

② 里親等への訪問支援

ア 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子どもの養育状況の把握に努め、子どもの養育に関する適切な指導や助言を行うこと。

イ 里親から援助の依頼があった場合には、援助者・里親の双方の調整を行い、

援助の期間、内容などを決定すること。

ウ 援助者は、里親経験者・委託を受けていない里親など子どもの養育に経験のある者であって、当該里親・里子と面識があり、当該里子の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

エ 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意すること。

オ 里親等への訪問により、児童相談所による指導が必要である場合や委託された子どもを里親等が養育することが不適切であると判断した場合には、速やかに児童相談所に報告すること。

カ 援助者は里親委託等推進員に援助結果を報告し、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

③ 里親等による相互交流

ア 相互交流は定期的を実施するものとし、必要に応じて児童福祉司、児童福祉司経験者、児童指導員、里親経験者などに参加を求めるものとする。

イ 相互交流の実施にあたっては、里親等が主体となって企画するものとし、必要に応じて児童相談所の担当児童福祉司と連携を取りながら支援にあたるものとする。

④ その他

ア 上記に掲げる事業内容を円滑に実施するため、地区里親会と連携を図り、里親等の実態把握や里親等相互の交流の推進等に努めること。

イ 当事業により養子縁組が成立した者に対しても相談等必要に応じて支援を行うこと。

ウ その他、里親委託等を推進するために資する事業を必要に応じて実施すること。

第4 設備

本事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等、里親等が訪問できる設備
- (3) その他、事業を実施するために必要な設備

第5 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。